

諮問番号：令和6年度諮問第12号

答申番号：令和7年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

山梨県総合県税事務所長（以下「処分庁」という。）が令和6年5月21日付けで審査請求人に対して行った地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という。）に基づく個人住民税及び国民健康保険税に関する差押処分（第●●●●●●●●●●号）に関する審査請求については棄却されるべきであるとする山梨県知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 事案の骨子

審査請求人が令和2年度及び令和4年度分個人住民税並びに平成31年度から令和4年度までの国民健康保険税（以下「本件滞納税」という。）を納付しなかったため、処分庁が令和6年5月21日付けで審査請求人所有の動産（以下「差押財産」という。）に対し差押処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が令和6年5月22日付けで本件処分について取消しを求め、本件審査請求を行ったものである。

2 関連法令等の定め

- (1) 個人の道府県民税の賦課徴収は、この款及び第5章第2節に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする（法第41条第1項）。
- (2) 市町村長は、毎年6月30日までに、道府県の条例で定めるところにより、道府県知事に対し、毎年5月31日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない（法第46条第2項）。

- (3) 市町村民税に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない(法第331条第1項第1号)、市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による(同条第6項)。
- (4) 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び同法第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする(法第335条)。
- (5) 水利地益税等(国民健康保険税はこれに含まれる)に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない(法第728条第1項第1号)、水利地益税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による(同条第7項)。
- (6) 第46条第2項の規定により市町村長から道府県知事に対し、個人の道府県民税の滞納に関する報告があつた場合には、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について1年を超えない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、第42条第1項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第8条第1項の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金(当該滞納に係る個人の道府県民税が第24条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割又は第50条の2の規定

により課する所得割である場合には、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び第42条第1項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき第294条第1項第2号に掲げる者に対して課する均等割又は第328条の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金。次項において同じ。）について、併せて、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又は国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる（法第739条の5第1項）。

- (7) 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない（徴収法第47条第1項第1号）。

- (8) 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない（徴収法第48条第1項）

差し押えることができる財産の価額がその差押に係る滞納処分費及び徴収すべき国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額をこえる見込がないときは、その財産は、差し押えることができない（同条第2項）。

- (9) 徴収職員は、「納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき」又は「差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき」は、差押えを解除しなければならない（徴収法第79条第1項）。

- (10) 徴収職員は、「差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき」、「滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき」又は「差押財産について、3回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込みがなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付し

ても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき」は、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる（徴収法第79条第2項）。

- (11) 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる（徴収法第142条第1項）。
- (12) 差押えの対象となる財産は、差押えをする時に滞納者に帰属しているものでなければならない（国税徴収法基本通達第47条関係5）。
- (13) 財産が滞納者に帰属するかどうかの判定は、「動産及び有価証券にあっては、滞納者が所持していること。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと」を参考として行うものとする（国税徴収法基本通達第47条関係20（1））。

3 前提事実

- [illegible]

番号	差押財産名称	数量
1	BOSCH ドリル及びドリルスタンド一式	1 点

2	SK11 ディスクグラインダー	1 点
3	DEPSTECH ミニルーター（箱付き）	1 点
4	makita ブロワー（箱付き）	1 点
5	シンワ丸ノコガイド定規	1 点
6	makita 充電式マルノコ	1 点
7	makita バッテリ	1 点
8	makita 糸ノコ盤	1 点

- (5) 処分庁は、同日、次の差押調書に記載のない動産（以下「搬出動産」という。）を、差押財産の付属物として搬出した。

番号	搬出動産名称	数量
1	互換充電器（DC18V）	1 点
2	両刃鋸（SUIZAN180mm）	1 点
3	鋸（FreeWay CopingSAW）	1 点
4	替え刃式折込鋸（SK11）	1 点
5	カッター（オレンジ）	1 点
6	カッター（グレー）	1 点
7	ペン型カッター（シルバー）	1 点
8	ペン型セラミックカッター（ピンク）	1 点
9	鉛筆（HB）	1 点
1 0	ドライバーセット（18 本組）	1 点
1 1	タップダイスセット	1 点
1 2	結束バンド	1 点

- (6) 審査請求人は、令和 6 年 5 月 2 2 日付け、審査庁に対し、本件処分に関する審査請求を行った。

- (7) 処分庁は、令和 6 年 5 月 2 8 日、審査請求書において搬出動産の差押えが行われているとの指摘を受け、第 2 の 3 (5)記載の搬出動産について、令和 6 年 8 月 1 3 日に審査請求人の自宅玄関前に設置されている宅配ボックス内に返却するに至った経緯を説明した書面を添えて返却した。

- (8) 審査庁は、山梨県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、令和 6 年 1 2 月 1 0 日付けで本件審査請求に係る諮問書を提出した。

4 争点

法及び徴収法に基づく審査請求人所有の動産に対する差押処分に違法又は不当な点があるか。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 新しい職に就いて生活を立て直そうとしている最中であり、分割納付をすることは困難である。
- (2) 差押処分の対象となった自動車は中古で●●万円にて購入したものであり、公売に付されたとしても大した金額にならないことは明白である。
- (3) 差押調書に記載のないものまで差し押さえられている。また、差押財産の中には配偶者の私物と審査請求人の実家から借用してきたもの等が含まれており、審査請求人の財産でないものが多数含まれている。

2 処分庁の主張

- (1) 本件処分については、本件滞納税について、納期限を徒過するも審査請求人から納付が確認されなかったため、督促状を発送したが、発送日から10日を経過した日までに納付がなかったことから、法及び徴収法に基づき本件処分を行ったものである。
- (2) 搬出動産については、差押財産である「makita ブロワー（箱付き）」の中に収納されていたため、差押財産の付属物として搬出したものであるが、本件処分の対象となると誤認したものであり、審査請求人に返却されるべきものである。審査請求人に返却するためにおよそ2か月間に渡り電話での連絡21回及び自宅への訪問を1回行ったものであるが、審査請求人と接触できなかったため、やむを得ず●●●●●職員立ち会いのもと審査請求人の自宅玄関前に設置されている宅配ボックス内に、返却するに至った経緯を説明した書面を添えて返却したものである。
- (3) 審査請求人は本件処分の対象となる差押財産の中に第三者の所有物

が含まれると主張するが、国税徴収法基本通達に基づき、審査請求人の所有物と認定し差押えを行ったものである。

- (4) 国税徴収法基本通達第47条関係5においては、「差押えの対象となる財産は、差押えをする時に滞納者に帰属しているものでなければならない」とした上で、同通達第47条関係20で「動産が滞納者に帰属するかどうかの判定は、次に掲げる事項を参考として行うものとする」とし、「動産及び有価証券にあっては、滞納者が所持していること。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除く」と示されている。
- (5) 本件処分の対象となる差押財産の中に第三者の所有であるものが含まれているとの審査請求人の主張は、口頭のみで行われており、他人の所有に属することが明らかであることを客観的に証明できる資料の提出等がなく、正当性がない。
- (6) よって、本件処分には何ら違法及び不当な点は存在せず、審査請求人の主張には理由がない。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 搬出動産については、処分庁が差押財産の付属物として搬出してしまったものの、その後、審査請求人の自宅玄関前に設置されている宅配ボックス内に返却済みであるため、本件処分の取消しを求める理由には該当しない。
- (2) 本件処分の対象となる差押財産の中に第三者の所有であるものが含まれているとの審査請求人の主張は、口頭による申立てのみで、他人の所有に属することが明らかであることを客観的に証明できる資料等の提出がないことから、国税徴収法基本通達第47条関係20に示されている「他人の所有に属することが明らかなもの」に該当しない。

第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

第6 調査審議の経過

令和6年12月15日 審査庁から諮問書の提出

令和7年 3月10日 第1回審議

同年 4月17日 第2回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分に係る争点について

(1) 差押財産の差押処分について

ア 法第331条第1項第1号は、市町村民税に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないこととしており、また、法第728条第1項第1号は、水利地益税等（国民健康保険税はこれに含まれる）に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないとしている。

イ 本件についてみると、処分庁は、令和6年4月5日、審査請求人に係る本件滞納税について、同月12日を期限とする徴収受託通知書兼納税催告書を審査請求人に送付したが、審査請求人から期限までに納入がなかったことが認められ、同年5月21日に本件処分を行ったものであり、この点について処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(2) 第三者所有の財産に対する差押えについて

ア 財産の帰属の判定については、国税徴収法基本通達第47条関係20において、「動産及び有価証券にあっては、滞納者が所持していること。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと」を参考に行うものとされている。

イ 差押財産については、審査請求人の住所地及び同人所有自動車内の搜索を実施した際に、当該住所地等において差し押さえられたものであり、同通達第47条関係20の「動産及び有価証券にあっては、滞納者が所持していること」に該当する。

ウ 審査請求人は、差押財産の中には配偶者の私物や審査請求人の実家から借用してきたもの等が含まれており、審査請求人の財産でないものが多数含まれている旨主張する。

エ しかし、審査請求人からは差押財産が配偶者等の第三者の所有であることを示す具体的な証明もされておらず、差押財産が国税徴収法基本通達第47条関係20の「他人の所有に属することが明らかなもの」に該当するとはいえない。

オ よって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(3) 搬出動産の差押えについて

ア 搬出動産については、審査請求人が差押調書に記載のないものまで差し押さえられている旨主張しているところ、処分庁は差押財産である「makita ブロワー（箱付き）」の中に収納されていたため、差押財産の付属物と誤認して搬出したものであって、審査請求人に対し返却済みである旨主張する。

イ 財産の帰属の判定については、第7の2(2)イ記載のとおり、国税徴収法基本通達第47条関係20において、「動産及び有価証券にあっては、滞納者が所持していること。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと」を参考に行うものとされている。

ウ 搬出動産については、審査請求人の住所地等の搜索を実施した際に、当該住所地等において差し押さえられた差押財産と一緒に収納されていたものを搬出したものであって、搬出動産を差押財産の附属物とした処分庁の判断について、不当な点はない。

エ また、処分庁は審査請求人の指摘を受け、搬出動産について審査請求人に返却を行っている本件においては、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4) 審査請求人所有自動車に対する差押えについて

ア 審査請求人は、本件処分の対象となった自動車は中古で●●万円にて購入したものであり、公売に付されたとしても高額にならない旨主張しているが、これは本件処分が徴収法第48条第2項に規定する無益な差押えに該当し、当該自動車を差し押さえることができないこと又は徴収法第79条第1項に規定する差押えの解除すべき場合に該当することを主張しているものと解される。

イ しかし、本件審査請求は差押財産に対する差押処分について行われているものであり、自動車に対する差押処分についての主張は本件審査請求においては、判断を要しない。

3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第8 その他

本件審査請求における審理手続において、処分庁から提出された弁明書は、審査請求人から別途4件行われた審査請求事件と合わせて1通の弁明書が作成されている。審査請求は特定の処分に対して行われるものであり、一連の手続に関する審査請求であっても、審理手続の併合が行われていない場合には、処分ごとに弁明書を作成するよう留意されたい。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 後藤 和雄

委員 吉澤 宏治